

目次

募集

茨城県女性リーダー登用先進企業募集	2
いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員募集	3
働き方改革優良（推進）認定企業の募集	5
障害者雇用優良企業の募集	7
令和7年度「県立IT短大」入学生募集	9
令和7年度「県立産業技術専門学院」入学生募集	10
令和6年度「中小企業人材育成支援事業」について	11
リスキリングワークショップについて	13

ご案内

8月・11月は「いばらき働き方改革推進月間」です	15
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内	16
いばらき労働相談センターのご案内	18
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！	19
令和6年度元気いばらき就職面接会のご案内	20
いばらき就職支援センターについて	21
障害者雇用推進アドバイザーについて	22
スキルアップセミナー（在職者訓練）について	23

お知らせ

[労働局から]	
労働保険料の口座振替納付について	24
業務改善助成金のご案内	25
働き方改革推進支援助成金について	27
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内	29
両立支援等助成金制度のご案内	31
無期転換ルールについて	33
カスタマーハラスメントについて	34
人材開発支援助成金について	35
フリーランスの取引に関する新しい法律ができました	36
医療勤務環境改善支援センターについて	38

[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	39

≡ 企業の魅力を広くアピール! ≡

女性登用に積極的に 取り組む企業を 募集します!

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。



表彰制度の概要

対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること（常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く）
- 3 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。または役員に1人以上の女性を登用していること など

応募方法

自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦によります。推薦書（様式1）及び推薦調書（様式2）に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、郵送又は持参してください。

提出
期限

令和6年 9月30日 月 まで

表彰要件の詳細及び推薦書類の様式は、「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」からご確認をお願いします。

URL : https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/leader_commendation.html

茨城県 女性活躍 表彰

検索



▲QRコード

被表彰企業の決定

管理職等への女性の登用実績及び取組内容（育成、評価・登用、職場風土等）を総合的に評価し、被表彰企業を決定します。

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

いばらき女性活躍
働き方応援協議会

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※協議会の詳細・会員申込書のダウンロードはこちらよりお願いします。
「あなたにエール!いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」
<https://yell.pref.ibaraki.jp/>



いばらき女性活躍・働き方応援協議会 会員申込書

●基本情報

団体／企業名	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業 <input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売、小売業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属(部課)名・ 役職名・氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-mail	TEL	FAX	E-mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (年 月時点)
男性社員の育児休業等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業等 取得者の割合（育児休業等を取得した男性社員÷ 配偶者が出産した男性社員）	% (年 月時点) (人中 人)

●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の有無(※)

<input type="checkbox"/> 策定している	<input type="checkbox"/> 策定していない
---------------------------------	----------------------------------

◎策定している場合は、会員申込書と併せて下記提出先までご提出をお願いします。

※企業の女性活躍に関する数値目標や目標達成のための取組を定めるもので、常時雇用する従業員が101人以上の企業は策定が義務(100人以下は努力義務)となっており、策定企業は茨城労働局への届出が必要です。(100人以下の企業は、策定の有無に関わらずお申込みいただけます。)

●提出先：いばらき女性活躍・働き方応援協議会事務局（茨城県産業戦略部労働政策課内）

E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

●アンケート

本協議会は何で知りましたか？（複数回答可） <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 県ポータルサイト <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他 ()

■基本情報の一部・「見える」化項目・行動計画は、県ポータルサイト内で公開します。

(県ポータルサイト) https://yell.pref.ibaraki.jp/council/member_company.html

■企業情報および個人情報の取扱について

本申込書に記載いただく企業情報および個人情報は、公表する項目を除き、本協議会に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外での使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

■受付期間：通年 ※認定は、随時行います。

■対象要件

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること

■主な審査項目：

- ・時差出勤やテレワークなど多様な働き方を実現する制度があるか
- ・業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいるか
- ・労働時間数、年次有給休暇の取得率、離職率、男性の育児休業取得率などの数値が優れているか

「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で検索！



いばらき女性活躍
働き方応援協議会



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取組を行っている企業

【メリット】令和6年6月現在

- ・「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」とする）で推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】令和6年6月現在

- ・働き方改革に取り組む優良企業として、自社をPRできます。
- ・「ポータルサイト」で優良企業として公表します。
- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、リーフレットやセミナーにより、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス!

認定の流れ

申請
無料

- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の「ポータルサイト」をご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～11の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

※認定まで、おおむね1か月程度かかります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を「ポータルサイト」等で公表

①：認定企業の名称、所在地 ②：働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。



申請方法

- 下記申請書類を作成の上、メールでご提出ください。

①：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③：誓約書（様式第3号）

- 申請書は、ポータルサイト（下記 URL）よりダウンロードしてください。

<https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/certification.html>



※「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※提出方法はメール申請のみとなります。

茨城県障害者雇用 優良企業を募集しています!

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



障がい者雇用優良企業

2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.8%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が40.0人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が40.0人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目		中項目	内 容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和6年1月末日現在）

認定件数	法 人 名	所 在 地	認定件数	法 人 名	所 在 地
1	筑波乳業(株)	石岡市	24	(株)ヴィオーラ	水戸市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	25	(株)サンユーストアー	北茨城市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	26	(社福)木犀会	笠間市
4	京三電機(株)	古河市	27	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	28	渡辺食品(株)	常総市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	29	(株)ケースホールディングス	水戸市
7	(社福)あかね会	北茨城市	30	日立建機ロジテック(株)	土浦市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	31	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
9	(株)チャンス	牛久市	32	(社福)ナザレ園	那珂市
10	(株)日立物流東日本	日立市	33	(医)それいゆ会	高萩市
11	日和サービス(株)	日立市	34	(株)染谷工務店	常総市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	35	常総開発工業(株)	神栖市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	36	勝田環境(株)	ひたちなか市
14	(株)サンワーク	常総市	37	(社福)博慈会	牛久市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	38	(株)カツタ	ひたちなか市
16	(社福)尚生会	笠間市	39	日本畜産振興(株)	取手市
17	(社福)芳香会	古河市	40	トキワ建設(株)	水戸市
18	(株)カスミ	つくば市	41	常南物流サービス(株)	取手市
19	(株)南海工業	坂東市	42	(株)つくば電気通信	土浦市
20	(株)全農・キューピー・エツグステーション	猿島郡五霞町	43	医療法人 博仁会	常陸大宮市
21	関彰商事(株)	つくば市	44	山下工業(株)	境町
22	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	45	(株)サクセス	常総市
23	金砂郷食品(株)	常陸太田市	46	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町

令和7年度「県立IT短大」入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、
産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています。
合格率が20%程度の難関な国家試験（基本情報技術者試験）
に多くの学生が合格しております。

詳細は、**短大HP**をご覧ください。

多くの皆様のご応募をお待ちしております！

オープンキャンパス実施中！



◆施設・定員

施設	茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
定員	60人（情報システムコース、生産管理コース、情報セキュリティコース）

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
① 学校長推薦	10/17(木)	9/2(月)～10/10(木)
② 自己推薦	10/17(木)	9/2(月)～10/10(木)
③ 一般入試（前期）	12/19(木)	10/11(金)～12/12(木)
④ 一般入試（中期）	2/4(火)	12/13(金)～1/28(火)
⑤ 一般入試（後期）	3/13(木)	1/29(水)～3/7(金)

※ 「事業主推薦」 随時受付を行います。詳細については、お問合せください。

◆学費

入学金	①126,750円（令和5年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	392,800円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で一定条件を満たす方は、授業料等の免除が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については学生募集要項を参照してください。

短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/> からダウンロードできます。

短大HP



令和7年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
自己推薦	8/28(水)	7/8(月)~8/21(水)
学校長推薦	10/2(水)	9/5(木)~9/25(水)
一般入試 (A日程)	10/30(水)	10/10(木)~10/23(水)
一般入試 (B日程)	12/4(水)	11/7(木)~11/27(水)

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。



物価高騰の影響による厳しい経済情勢が続く中でも、
新たな分野への進出等に挑戦する中小企業者の皆様へ

デジタルスキル向上のための 教育研修を支援します！

最大
10万円

(補助率1/2)

公募締切

中小企業人材育成 支援事業補助金

令和7年1月31日(金)まで

※公募期間内であっても、予算満額に到達した場合は公募終了いたします

※補助金交付決定日以降に受講した研修等が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して14日前までに申請してください(必着)

補助金活用例

受講する講座

- WEB関連のスキル講座 → WEBを活用した新たな事業分野へ進出したい！
- ECサイト構築講座 → ECサイトを構築して販路拡大したい！
- AIビジネス活用講習 → AIを活用した新製品・サービスを開発したい！

新たに取り組む事業等

- 対象者**：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内において新たな分野への進出等に取り組む者
※従来と同じ事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります
- 対象経費**：新たな分野への進出等に取り組むために必要となるデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための
教育研修費等(外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費))
※交付決定日から令和7年2月末日までの間に受講(支払含む)完了するものに限る
- 補助額**：1事業者あたり最大**10万円**(補助率1/2)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ

TEL:029-301-3653

MAIL:rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

詳細はこちら



— 対象範囲 —

【対象範囲】 県内の中小企業・個人事業主（詳細は補助金交付要項に定めるとおり）

【新分野進出等の内容】

1. 新分野進出 2. 事業転換 3. 業態転換 4. 事業拡大 5. 海外展開
6. 生産性向上

※従来と同じの事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります。

※上記の目的のために、デジタルスキルを用いることが要件になります。

— 必要書類 —

①補助金交付申請書

②研修等の内容がわかる資料（チラシ・パンフレット・HPを印刷したもの等）

③受講料等の金額が確認できる資料

④誓約書（紙申請の場合のみ）

⑤県税の未納がないことの証明書（原本） ※県税事務所で取得してください。

⑥事業活動を証する書面

- ・法人の場合：県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
- ・個人の場合：税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し

⑦提出書類チェックリスト

※各種様式等は、県産業人材育成課HP（URLは↓に記載）からダウンロードできます。

※申請書類に不備等があった場合は、交付決定までに要する期間が長くなりますので、お早めに申請してください。

— 申請方法 —

○郵 送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ宛

○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

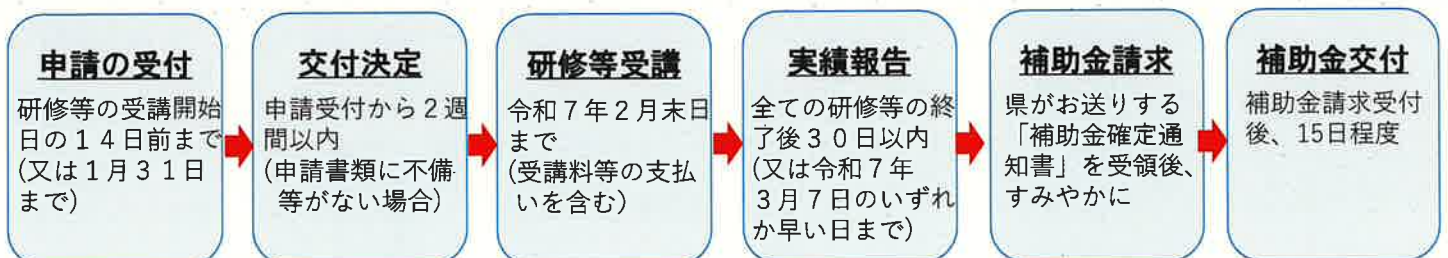
産業人材育成課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます

※先着順に受付いたします。

※公募期間内であっても、補助金交付申請額が予算額に到達し次第、公募終了とさせていただきます。



申請フロー



※令和6年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

県内企業向け

リスキリング ワークショップ

参加
無料



DX時代に注目される人材戦略で経営力向上を!

人手不足の解消、生産性向上へ繋がる従業員の学び直しの重要性を理解し、
自社の経営戦略へと繋げる考え方を養います。
リスキリング推進のプロの話聞ける貴重な機会!ぜひご参加下さい。

経営者向けワークショップ

人事担当者向けワークショップ

2024.

7/17 水 13:00 - 16:00
※17:00まで自由参加の質問時間あり

2024.

9/9 月 13:00 - 16:00
※17:00まで自由参加の質問時間あり

会場 **水戸市民会館** / 大会議室
(水戸市泉町1丁目7-1)

会場 **イーアスつくば** / イーアスホール
(つくば市研究学園5丁目19)

内容

内容

- ・なぜリスキリングが必要なのか
- ・リスキリング好事例から見るマインドセット
- ・スキルベースが重視される背景とは
- ・海外の最新テクノロジー

- ・リスキリングの意義
- ・環境変化を踏まえた人材・人事戦略
- ・従業員の主体性を引き出すマインドセット
- ・ゴールを共有できる組織づくり

一般社団法人
ジャパン・リスキリング・イニシアチブ
代表理事
講師 後藤 宗明氏



グロービス経営大学院
茨城水戸特設キャンパスリーダー
講師 川崎 篤之氏



2021年一般社団法人「ジャパン・リスキリング・イニシアチブ」設立。2022年にはスキルを可視化するリスキリングプラットフォーム「SkyHive Technologies」の日本代表に就任。経済産業省「スキル標準化調査委員会」委員や広島県の「リスキリング推進検討協議会/分科会」委員、リクルートワークス研究所の客員研究員を歴任。政府や自治体向けの政策提言や企業向けのリスキリング導入支援を実施している。

大学卒業後、国会議員秘書としてパブリックコミュニケーションを担当。その後、地方議員として公共政策の立案と実行に取り組む。現在は、グロービス大学院部門にて「茨城水戸特設キャンパス」の開校に取り組み、責任者及び「クリティカルシンキング」「地方創生ビジネス」等の講師を務める。またその傍ら、プロバスケットボールBリーグ茨城ロボッツへ出向し(兼)いばらきスポーツタウン・マネジメントを起業、代表取締役就任。水戸ど真ん中再生プロジェクト事務局長。

参加対象 | 茨城県内に事業所を持つ経営者・役員の方
(企業幹部の方等、幅広く受講可能です。)

参加対象 | 茨城県内に事業所のある人事担当者の方
(人事担当者以外の方も受講可能です。)

申込条件 | 茨城県内に本社または事業所があること

申込条件 | 茨城県内に本社または事業所があること

定員 | 40名程度 ※原則、1事業者につき1名まで

定員 | 40名程度 ※原則、1事業者につき1名まで

詳細・申込は
こちらから

https://www.sekisho-career.co.jp/event/reskilling/workshop_2024_company

メールでの申込み希望の方は、裏面をご確認下さい。定員以上のお申込みがあった場合、抽選となります。



経営者向けワークショップ

アクセス
MAP

水戸市民会館 / 大会議室

〒310-0026 水戸市泉町1丁目7-1



自動車でお越しの方

常磐自動車道「水戸北SIC」より、5.5km

東水戸道路「水戸南IC」より、5.7km

北関東自動車道「茨城町東IC」より、6.9km

▶水戸市営駐車場の2か所

(五軒町立体駐車場・五軒町地下駐車場)をご利用下さい。

当日、無料利用券をお渡しします。

電車でお越しの方

JR水戸駅より徒歩20分

JR水戸駅北口より茨城交通バス「泉町一丁目」下車徒歩1分

申込
期限

2024年7月8日(月)
17:00申込分まで

定員以上のお申込みがあった場合、抽選となります。

人事担当者向けワークショップ

アクセス
MAP

イーアスつくば/イーアスホール

〒305-0817 つくば市研究学園5丁目19



自動車でお越しの方

圏央道「つくば中央IC」より、研究学園方面 3km

常磐自動車道「谷田部IC」より、研究学園方面 7km

常磐自動車道「桜土浦IC」より、研究学園方面 11km

▶館内の無料駐車場をご利用ください。

電車でお越しの方

つくばエクスプレス「研究学園駅」より徒歩4分

申込
期限

2024年9月2日(月)
17:00申込分まで

定員以上のお申込みがあった場合、抽選となります。

申込方法

<https://forms.office.com/r/0JY7D7pzC1>



事前予約制となります。上記専用申込フォームもしくは下記メールにてお申込みください。

メールでの申込はこちら reskilling@sekisho-career.co.jp

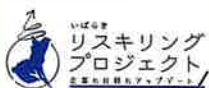
メールの場合は、以下内容を記載いただき、送信をお願いします。(送付先/株式会社セキショウキャリアプラス)

【記入項目】社名、ホームページURL、TEL、参加者名(カナ含む)・所属役職、参加者メールアドレス、参加のワークショップ名

※いただいた個人情報等は、当事業および関連する事業以外では使用いたしません。

※申込締切後、追って運営事務局より参加決定通知メールをお送りします。

ポータルサイト案内



リスキリング推進宣言制度や
先進企業の取組など、
各種関連情報を掲載しています。
<https://ibaraki-rs.jp/>



AIマッチングシステム案内

AIマッチング

AIを用いて、適した職種や
必要なスキルを学べる講座を
提案するシステムです。

<https://www.ibaraki-rsaimatching.jp/>



お問合せ先(事業受託運営者): 茨城県リスキリング推進シンポジウム等実施事業運営事務局(株式会社セキショウキャリアプラス)

〒305-8515 茨城県つくば市東新井12-2

☑ reskilling@sekisho-career.co.jp FAX: 029-855-5180

TEL 029-859-0003
(受付/平日 9:00~18:00)



[この事業は、茨城県より株式会社セキショウキャリアプラスが委託を受け、運営しております。]

当社はプライバシーマークの付与事業者です。10862702(03)

👍ひとつ、
働き方を
変えてみよう。

ノー残業デーや仕事の見直し、
テレワークや時差出勤など、
できることから取り組みましょう

NO 残業デー
テレワーク
仕事の見直し
世帯5編



2024
8月 | 11月

いばらき 働き方改革

推進月間

詳しくは

あなたにエール 茨城

検索



主催 / いばらき女性活躍・働き方応援協議会

一般社団法人茨城県経営者協会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・茨城県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会茨城県連合会・茨城県社会保険労務士会・茨城労働局・茨城県

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL: 029-301-3635 E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク 各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp



優良企業インタビュー
杜建設株式会社

News お知らせ



- 2024.04.18 [★女性力★ 自然の言葉、自然の学びで「女性活躍推進法」を推進しました。](#)
- 2024.04.05 [★女性力★ 新たな女性活躍推進法を推進しました。](#)
- 2024.03.20 [★女性活躍★ 働き方応援ポータルサイトを刷新しました。](#)
- 2024.03.04 [★女性力★ 新たな女性活躍推進法を推進しました。](#)
- 2024.02.18 [★女性力★ 女性活躍・働き方応援ポータルサイトのリニューアル完了。](#)

Link 関連リンク

女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法
女性活躍推進法

Seminar & Event セミナー&イベント



最新のセミナー&イベント一覧

Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍推進企業



株式会社エール
代表取締役 取締役 西田さん



株式会社エール
代表取締役 取締役 西田さん



株式会社エール
代表取締役 取締役 西田さん



株式会社エール
代表取締役 取締役 西田さん

働き方改革・女性活躍推進企業

女性ロールモデル



株式会社エール
営業部長 小口 いくみさん
1999年に1年制パート社員として、2年制から社員としてレンタルおしほり事業を行う「ほ」フェーマーに入社。総務部門で5年間勤務したのち、1...



株式会社エール
マネージャー 塚本 知寿さん
2002年入社。入社後、営業部門に所属し、営業活動に従事。2019年からの転任で営業部門マネージャー...



株式会社エール
営業部長 伊藤 沙織さん
2011年入社。営業部の営業活動に従事。2012年に現在の営業部門へ移り、営業活動に従事。2019年からの転任で営業部門マネージャー...



株式会社エール
営業部長 伊藤 沙織さん
2011年の入社後、営業部の営業活動に従事。2012年に現在の営業部門へ移り、営業活動に従事。2019年からの転任で営業部門マネージャー...

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和6年度上半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】

日にち	会場	
7月22日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階テレキューブ
8月8日(木)	日立市役所	301会議室
8月19日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階テレキューブ
9月20日(金)	つくば市役所	コミュニティ棟3階テレキューブ

※相談無料・秘密厳守

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
 - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和6年4月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和6年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和6年度元気いばらき就職面接会を開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管
令和6年7月11日（金）	常陸大宮市	県北地区就職支援センター (0294-80-3366)
7月18日（木） ※中高年シニア向け	つくば市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
9月20日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)
11月 1日（金）	神栖市	鹿行地区就職支援センター (0291-34-2061)
11月 7日（木）	つくば市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
11月15日（金）	日立市	日立地区就職支援センター (0294-27-7172)
11月26日（火）	筑西市	県西地区就職支援センター (0296-23-3811)
令和7年2月 6日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
2月14日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645



～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6カ所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

- | | |
|---------------|---|
| ①いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41
電話番号：029-300-1916 |
| ②県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内
電話番号：0294-80-3366 |
| ③日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内
電話番号：0294-27-7172 |
| ④鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内
電話番号：0291-34-2061 |
| ⑤県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内
電話番号：029-825-3410 |
| ⑥県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内
電話番号：0296-23-3811 |

【相談時間・連絡先】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 平日 | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2～4土曜日 | 9時～16時 |
| ②～⑥ 平日 | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

【支援内容】

- ・相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・就職面接会、就活セミナーの開催
- ・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



障害者雇用をお考えの企業の皆様へ

相談・サービス
無料

障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel:029-303-6322
Fax:029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内

県内5つの県立産業技術専門学院では、IT やモノづくりに関する知識・技能を習得したい方やレベルアップを目指したい方を対象に、公共職業訓練を実施しています。「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」という方、ぜひ従業員の教育訓練にご活用ください。

※個人の方もお申込み可

コース	講座の内容・実施例	訓練時間	受講料
①レディメイド型コース			
技能向上コース	技能向上や各種資格取得のための講座、労働安全衛生法に基づく講座など、レベルアップのための講座です。 電気工事士受験対策、機械図面の読み方・描き方、各種溶接（ガス、アーク等）、新入社員セミナー など	12 時間 ～30 時間	5,000 円 ※ガス溶接技能講習については 4,500 円
ITコース	パソコン操作の習得やインターネットの活用、CADソフトによる作図などの講座です。 機械CAD、建築CAD、Word、Excel、アクセス、基本情報技術者試験対策、ITパスポート試験対策 など	14 時間 ～24 時間	
②企業の要望に応じて開設するコース			
オーダーメイド型コース	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	12 時間 ～36 時間	5,000 円 ※ガス溶接技能講習については 4,500 円
いばらき名匠塾	オーダーメイド型コース同様、企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。 概ね 20～30 代の若年技能者に対して、熟練技能者から技術・技能を継承します。	48 時間 程度	
③技能検定1級・2級の取得を目指すコース（日立産業技術専門学院のみ）			
技能ブラッシュアップコース	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	175 時間	25,000 円

【問い合わせ先】

○産業戦略部産業人材育成課	水戸市笠原町 978-6	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町 6342	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町 3-9-1	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市林 572-1	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根番外 50-179	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸 1336-54	TEL 0296-24-1714

【スキルアップセミナー】

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/jinzai/zaisyoku/zaisyokutop.html>



ヒロトレーニング
— 急がば学べ —



労働保険料の納付は、口座振替が便利です

★ 一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。

1. 「口座振替納付」のメリット

- ◆ 金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに…
- ◆ 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、
延滞金を課される心配がありません。
- ◆ 手数料はかかりません。
- ◆ ゆとりある納付期日で安心です。
口座振替を利用しない場合に比べて、最大約2ヶ月納付期日が延長されます。

《口座振替納付日》

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
金融機関への申込締切日	2月25日(終了)	8月14日	10月11日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。

※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロード、または茨城労働局、各労働基準監督署の窓口で入手してください。

※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
 (事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者

② 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。

対象となる設備投資など

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none">POSレジシステム導入による在庫管理の短縮リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出や詳細は茨城労働局助成金事務センターまでお問い合わせください
電話番号：029-246-6371

令和6年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度です。ぜひご活用ください。

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	勤務間インターバル導入コース
助成概要	生産性を向上させ、労働時間の削減や、年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。	勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。
対象事業主	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業主で(4)①から③の「成果目標」に向けた取り組みを1つ以上実施する中小企業事業主 (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (3)交付申請時点で、(4)「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること (4)「成果目標」(1つ以上選択の上、取り組みを実施する) ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入 ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入、かつ、特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業主で(4)①から③のいずれかに該当する事業場を有すること (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること (3)年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (4)①勤務間インターバル制度を導入していない事業場 (成果目標:勤務間インターバル制度の新規導入) ②既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場(成果目標:適用範囲の拡大) ③既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場 (成果目標:休憩時間数の延長)
助成率・上限額	上記(4)「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を助成する。 以下ⅠとⅡのいずれか低い額 Ⅰ、 ・上記(4)①の取組の場合 令和6年度又は令和7年度内に有効な36協定において、ア 時間外労働と休日労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限200万円又は150万円(現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります) イ 時間外労働と休日労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限100万円 ・上記(4)②の取組の場合 ⇒ 上限25万円 ・上記(4)③の取組の場合 ⇒ 上限25万円 ※上記(4)①から③に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は5%以上上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算 Ⅱ、対象経費の合計額×補助率3/4 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は補助率4/5	上記(4)の「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した費用の一部を助成する。(補助率3/4) ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は補助率4/5 上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満 ⇒ 上限50万円又は上限100万円 11時間以上 ⇒ 上限60万円又は上限120万円 ※上記に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は5%以上上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算
助成対象	労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取り組み、労務管理用ソフトウェア・労務管理用機器・デジタル式運行記録計の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新	
交付申請期限	令和6年11月29日(金)	

＜お問合せ・申請先＞
 茨城労働局助成金事務センター
 TEL029-246-6371

コース	業種別課題対応コース	団体推進コース
助成概要	建設業、運送業、病院等といった業種への上限規制が適用されたため、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備等を行う中小企業事業主の皆さまを支援します。	3者以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。
対象事業主	以下の(1)から(6)のいずれにも該当する事業主で(7)①から⑦のいずれかに該当する事業場を有すること (1)労働者災害補償保険の適用事業主であること (2)以下のいずれかに該当する中小企業事業主であること 常時使用する労働者数が300人以下もしくは資本金又は出資額が3億円以下(病院等については5,000万円以下)の ①建設業 ②運送業 ③病院等 (3)年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (4)交付申請時点で、36協定を締結していること (5)下記「成果目標」⑤を選択する場合は過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること (6)下記「成果目標」⑥を選択する場合、交付申請時点の所定休日が4週あたり4日から7日であること (7)「成果目標」(1)以上を選択の上、取組を実施する) (※業種ごとに選択できる目標が異なる場合があります) ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減(建設業・運送業) ②月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減(病院等) ③年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること ④時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入、かつ、特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入すること ⑤9時間以上の勤務間インターバル制度の導入(新規、適用範囲の拡大、時間延長) ⑥全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。(建設業) ⑦医師の働き方改革推進に関する取組の実施(病院等) ア.労務管理体制の構築等とイ.医師の労働時間の実態把握と管理	以下のいずれかに該当する事業主団体※などが(3)に規定する「成果目標」を達成すること (1)3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体 (2)10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主 ※事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の1/2を超える必要があります。 (3)「成果目標」:助成対象となる取り組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取り組みを行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること
助成率・上限額	上記(7)「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を助成する※助成上限額は業種ごとに変動します 以下Ⅰ・Ⅱのいずれか低い額 Ⅰ、以下(1)～(6)の上限額及び(7)の加算額の合計額 (1)上記「成果目標」①②の上限額 月80時間超の時間外・休日労働時間数を月60時間以下に設定した場合 ⇒ 上限250万円 ※月60時間を超え月80時間以下の設定した場合 ⇒ 上限150万円。 ※月60時間超80時間以下の36協定を締結していて、月60時間以下に設定した場合 ⇒ 200万円 (2)上記「成果目標」③の上限額25万円 (3)上記「成果目標」④の上限額25万円 (4)上記「成果目標」⑤の上限額 ⇒ 休憩時間等に応じて100万円～170万円 (※業種別、時間別によって上限額が異なります。) (5)上記「成果目標」⑥の上限額 ⇒ 1日増加ごとに25万円(最大100万円) (6)上記「成果目標」⑦の上限額50万円 (7)指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は5%以上上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算 Ⅱ、対象経費の合計額×補助率3/4 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は補助率4/5	上限500万円 ※都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体など(傘下企業数が10者以上)の場合は、上限1,000万円
助成対象	労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取組、労務管理用ソフトウェア・労務管理用機器・デジタル式運行記録計の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新	市場調査の事業、新ビジネスモデルの開発・実験の事業、セミナー開催等の事業、巡回指導・相談窓口の設置の事業、人材確保に向けた取り組みの事業等、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費など
交付申請期限	令和6年11月29日(金)	

注)上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。申請にあたっては、各要綱、要領、申請マニュアル等も併せてご確認ください。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主(※)を支援します。令和6年4月1日から助成対象の拡充や助成率の見直しを行っています。

主な支給要件は次のとおりです。詳細は支給要領等をご覧ください。

※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方および試行的に導入している、または導入していた事業主の方に加え、令和6年4月1日から既に導入済みで実施を拡大する事業主も対象となります。

① 機器等導入助成

要件

- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに助成対象となる取り組みを1つ以上行うこと。
 - テレワークの実施促進について、企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。
 - 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する
 - 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする
- ※実施を拡大する場合は、上記に加え、評価期間（機器等導入助成）の延べテレワーク実施回数を計画提出前3か月と比べて25%以上増加させる必要があります。

支給額

支給対象経費の

30% → **50%**

令和5年度までの助成(30%)と比較して大幅に変更となりました！

※以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。

- ・ 100万円 または
- ・ 20万円 × 対象労働者数

② 目標達成助成

要件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

支給額

支給対象経費の

15% < 25% >

※ < > 内は賃金要件を満たした場合に適用されます。

※以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。

- ・ 100万円 または
- ・ 20万円 × 対象労働者数

助成の対象となる取り組み

- 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等※の導入・運用
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修



※令和6年4月1日から仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いたコミュニケーションツール・ペーパーレス化ツールの利用料が助成対象となります。

助成金の電子申請に関する詳細は「助成金ポータル」をご覧ください ▶



※利用するためにはGビジネスIDの取得が必要です

助成金に関するHPはこちらからご覧ください ▶



- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

申請の流れ

詳細は人材確保等支援助成金（テレワークコース）申請マニュアルをご確認ください。

ステップ1 テレワーク実施計画の作成・提出

提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出。管轄労働局がテレワーク実施計画を認定します。

ステップ2 認定を受けたテレワーク実施計画に基づき テレワークを可能とする取り組み※2を実施

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組を実施します。認定日以降、**ステップ4**の支給申請日までに、取り組みの実施（機器購入の場合は納品）・支払いを終えることが必要です。

※2 助成の対象となる取り組み（カッコ内は上限金額）

- **テレワーク用通信機器等の導入・運用**
 - ・テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円）
 - ・ネットワーク機器（16万5千円）
 - ・サーバ機器（55万円）・NAS機器（11万円）
 - ・セキュリティ機器（33万円）
 - ・ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人）
 - ・サテライトオフィス利用料（33万円）
 - ・仮想オフィスに係るサービス利用料
 - ・テレワークに用いるサービスの利用料
 - （例：クラウドを用いたコミュニケーションツール等）
- **労務管理担当者に対する研修（11万円）**
- **労働者に対する研修（11万円）**
- **外部専門家によるコンサルティング（33万円）**
- **就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）**

ステップ3 評価期間（機器等導入）においてテレワークを実施

計画認定日から起算して6か月を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークを実施します。（評価期間の始期は事業主が設定。）

ステップ4 ① 機器等導入助成に関する支給申請

ステップ3を実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出します。また、テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定する（している）ことが必要です。
ステップ3の評価期間（機器等導入助成）において、テレワークの実績基準を満たすことが必要です。

ステップ5 評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

ステップ3の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施します。

ステップ6 ② 目標達成助成に関する支給申請

ステップ5の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出します。その際は、離職率目標を満たすことが必要です。また、**ステップ5**の評価期間（目標達成助成）において、テレワーク実績基準を満たすことも必要です。

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索

厚労省HPへはこちらのQRコードからもアクセス可能です。

両立支援等助成金のご案内

1. 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）	
<p>【第1種】 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後 8 週間以内に開始する連続 5 日以上の育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>【第2種】 第1種助成金を受給した事業主が、男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合に助成</p>	<p>【第1種】 育児休業取得時 20 万円 （育児休業等に関する情報公表加算 2 万円） *1 事業主につき 1 回限りの支給</p> <p>【第2種】 1 事業年度以内に達成：60 万円 2 事業年度以内に達成：40 万円 3 事業年度以内に達成：20 万円</p>
2. 介護離職防止支援コース	
<p>「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>A 介護休業 【休業取得時】 30 万円 【職場復帰時】 30 万円（業務代替支援加算・新規雇用：20 万円 手当支給等：5 万円（*いずれか一方のみ加算））</p> <p>B 介護両立支援制度 30 万円 *A、B いずれも 1 事業主 1 年度 5 人まで支給 個別周知・環境整備加算 15 万円（A 又は B に加算）</p>
3. 育児休業等支援コース	
<p>「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>A 育休取得時 30 万円 B 職場復帰時 30 万円 *A・B とも 1 事業主あたり無期雇用労働者 1 人、有期雇用労働者 1 人の計 2 人まで支給 （育児休業等に関する情報公表加算 2 万円）</p>
4. 育休中等業務代替支援コース	
<p>育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業事業主に対して助成</p>	<p>I 手当支給等 A 育児休業 最大 125 万円 B 短時間勤務 最大 110 万円 （業務体制整備経費＋業務代替手当の総額の 3/4）</p> <p>II 新規雇用 育児休業期間中に業務代替した期間に応じて最大 67.5 万円 * I・II 合計で 1 事業主 1 年度につき 10 人まで、初回の対象者が出てから 5 年間 （有期雇用労働者加算 10 万円 育児休業等に関する情報公表加算 2 万円）</p>

5. 柔軟な働き方選択制度等支援コース

<p>育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度(①(i)フレックスタイム制度、①(ii)時差出勤制度、②育児のためのテレワーク等、③短時間勤務制度、④保育サービスの手配及び費用補助、⑤(i)子の養育を容易にするための休暇制度、⑤(ii)法を上回るこの看護休暇制度)を複数導入し、一定の基準以上の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>制度を2つ導入 20万円 制度を3つ以上導入 25万円 *1事業主1年度につき5人まで (育児休業等に関する情報公表加算2万円)</p>
--	--

6. 不妊治療両立支援コース

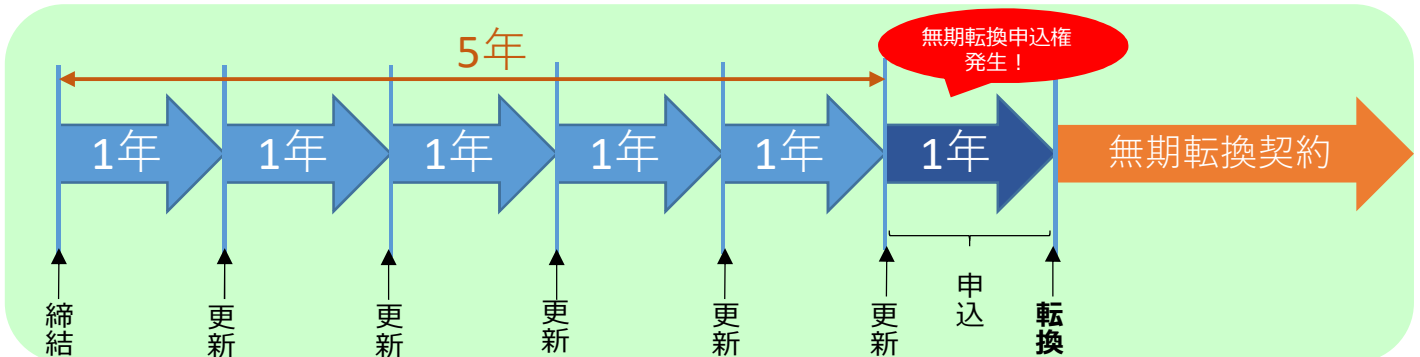
<p>不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(①所定外労働制限制度、②時差出勤制度、③短時間勤務制度、④フレックスタイム制、⑤テレワーク)の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度や①～⑤の両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>A 環境整備、休暇の取得等 1事業主あたり30万円 ※「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と仕事の両立のための社内のニーズの調査や、利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に取得または利用させた事業主 B 長期休暇の加算 1人あたり30万円 ※Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を連続20日以上取得し、原職復帰後3ヶ月以上継続勤務させた場合 *A・Bとも1事業主あたり1回限りの支給</p>
---	---

- 生産性要件については、令和4年度限りで廃止されました。なお、各コースごとに定めている経過措置により令和4年度以前の制度内容が適用される申請については、引き続き生産性要件の適用対象となるほか、変更前の支給額が適用されます。
- 上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。
- 詳細や支給申請等については、[茨城労働局 雇用環境・均等室 助成金事務センター](#) (TEL 029-246-6371) までお問い合わせください。

安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ まずは契約期間の確認を！！

▶無期転換ルールとは

同一の使用者（企業）との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条）



▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（**会社は断ることはできません**）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶特例の内容

①高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
 - ・高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
 - ・当該専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する
- 有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

②継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・定年に達した後、引き続いて雇用される
- 有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは茨城労働局HP (https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudou_keiyaku.html) をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「**有期契約労働者の無期転換ポータルサイト**」(<https://muki.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

事業主の皆さま！

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」 等をご活用ください！

～カスタマーハラスメント対策マニュアル・ポスター・研修動画のご案内～

カスタマーハラスメント
(カスハラ) って？

「カスタマーハラスメント」とは・・・？

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

この改正を踏まえ、令和2年1月に、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）が策定され、**顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）**に関して、**事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが望ましい旨**が定められました。



会社はどのような
対策をした方が
いいのかな？



そのため、厚生労働省では、関係省庁と連携の上、カスタマーハラスメントの防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や周知・啓発ポスター「STOP! カスタマーハラスメント」を作成いたしました。

マニュアルには、学識経験者等の議論や顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、**カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みを記載**しています。

またハラスメント対策の総合情報サイトである「あかるい職場応援団」では、企業担当者向けの**カスタマーハラスメント対策の研修動画**を視聴することができます。

いずれも**無料でご利用できます**ので、企業のご担当者様をはじめ、幅広くご活用ください！

カスタマーハラスメント対策企業マニュアル

STOP! カスタマーハラスメントポスター



〔URL ▼〕
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>

〔掲載データ情報〕
➢ PDF: 60A°-ジ
➢ 9.6MB



〔URL ▼〕
https://www.mhlw.go.jp/sf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

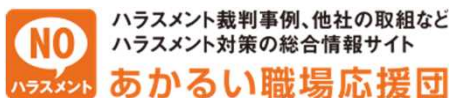
〔掲載データ情報〕
➢ デザインは6種類から選択できます

カスタマーハラスメント対策研修動画

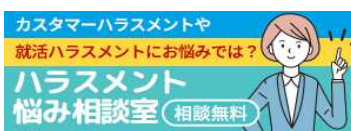
カスタマーハラスメント相談窓口

厚生労働省委託事業「あかるい職場応援団」において、カスタマーハラスメント対策企業向け研修動画を作成しました！
(その他各種ハラスメントに関する研修動画も閲覧できます。)

カスタマーハラスメントによる被害相談を、メールまたはSNS (LINE) で受付けています。
(相談は**無料**です。匿名でも相談することができます。)



〔URL ▶〕 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/events#four>



〔URL ▶〕 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>

厚生労働省

茨城労働局

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



人材開発支援助成金のご案内（令和6年度）

人材開発支援助成金とは、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～		
・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	事業主	雇用保険被保険者
・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		
・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練		
・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）		
・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
④ 事業展開等リスクリリング支援コース 令和4年12月～		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)			
	賃金要件等を 満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を 満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を 満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を 満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を 満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を 満たす場合 ^{※6}		
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT 760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-	
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース		-	-	30万円	36万円	-	-	
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～ ^{※7}	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 ^{※4}	-	75%	-	-	
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		960円 ^{※5} (760円)	- ^{※5} (960円)	20万円	24万円	-	-
教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	
④ 事業展開等リスクリリング支援 コース 令和4年12月～ ^{※7}		OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 ※2 非正規雇用の場合の助成率。 ※3 正社員化した場合の助成率。
 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

【お問い合わせ先】
 茨城労働局助成金事務センター
 電話：029-297-7235

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

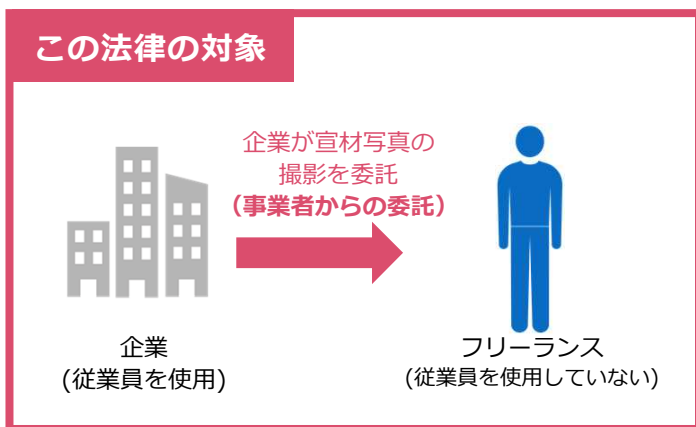
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

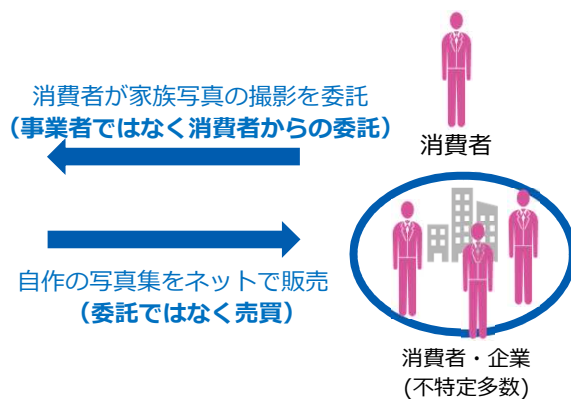
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



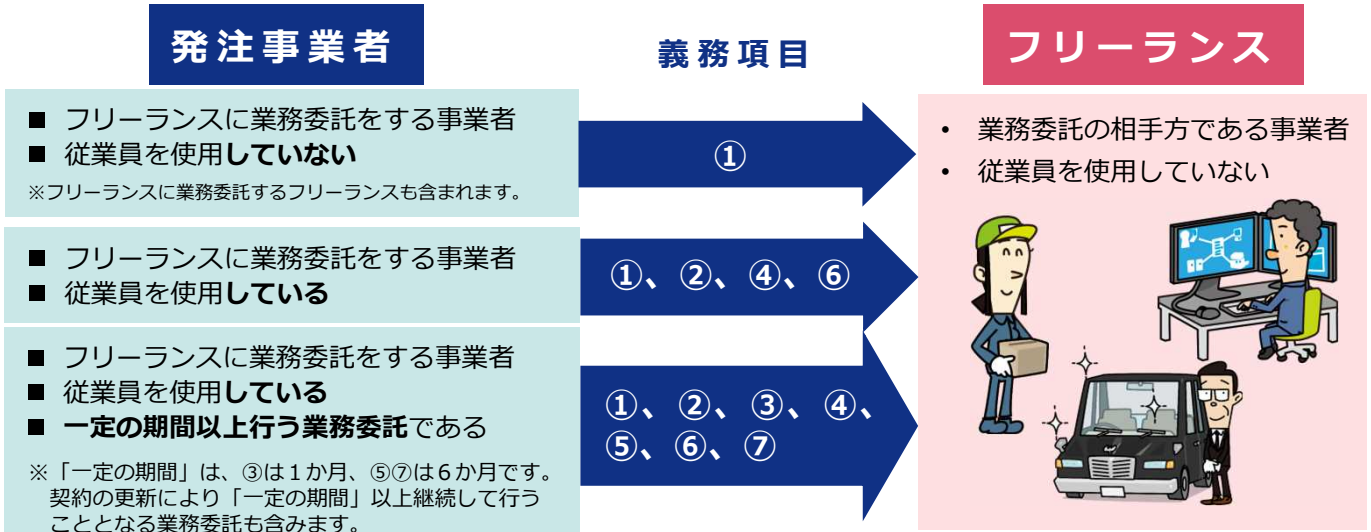
この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL029-277-8201）までお問合せください。内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省



相談
無料

茨城県医療勤務環境改善支援センター
医療機関の皆様へ

勤務環境改善について お困りごとは ありませんか？



まずは専門家に相談!!
医師の働き方改革に関するご相談はこちらへ!

36協定

育児・介護
支援

就業規則の
見直し

宿日直
許可申請

働き方改革
への対応

助成金

当センターでは医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、専門のアドバイザー(医業経営アドバイザー・医療労務管理アドバイザー)を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。



医療勤務環境改善支援センターの活用事例



2024年4月1日から、勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります(A水準)。医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、勤務医に年960時間を超える時間外・休日労働を行わせる必要がある場合には、都道府県知事から特定労務管理対象機関の指定を受ける必要があります(連携B・B・C-1・C-2水準)。なお、A水準の医療機関でも時間外・休日労働時間が月100時間以上となることが見込まれる場合には、当該医師について面接指導の実施の必要があることから、面接指導の実施方針についてアドバイスを行うことが可能です。

アドバイザー訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイス実施

- ✓ 医師の働き方改革に係る取組を支援してほしい
(特定労務管理対象機関の指定申請/
時短計画の作成/宿日直許可申請等)
- ✓ 時間外労働の削減に取り組みたい
- ✓ 人材確保、職員の定着(離職防止)など

電話による相談

経営・労務管理などの電話による相談対応

- ✓ 36協定について教えてほしい
- ✓ 助成金等の活用について知りたい
- ✓ 宿日直許可申請について知りたい
- ✓ 勤務間インターバルについて知りたいなど

お気軽にご相談ください♪

派遣講師による セミナー研修会

経営・労務管理に関する院内セミナー・研修会の講師を派遣

- ✓ 労働関係の法令に関する解説
- ✓ 仕事と子育ての両立支援
- ✓ メンタルヘルス対策など



医業経営相談窓口

平日9:00~17:00
* 土日祝日を除く

☎ 029-303-5012 FAX 029-303-5116

✉ iryokankyo@ibaraki.med.or.jp

一般社団法人茨城県医師会
(茨城県委託事業)

HPはこちら→



医療労務管理相談窓口

平日9:00~17:00
* 土日祝日を除く

☎ 029-302-3471 FAX 029-307-4199

✉ ibaraki2@task-work.com

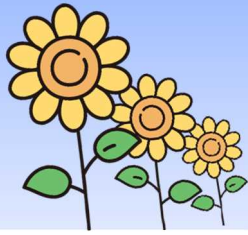
株式会社タスクールPlus
(厚生労働省 茨城労働局 委託事業)

厚生労働省

茨城労働局

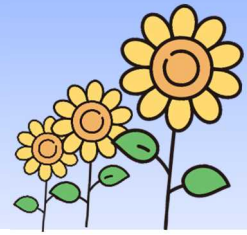


〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489(茨城県医師会内3F)



労働委員会の窓から

(令和6年4月1日～令和6年5月31日)



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

○ 今期の事件の状況



審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。3件が係属中です。



調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。1件が係属中です。



個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。1件が終結し、1件が係属中です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R6(個) 第2号事件	小売業	R6.3.1 労働者	ハラスメントに係る 解決金の支払	令和6年4月18日、被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、打ち切りとして終結した。 (所要日数49日)

○ お知らせ(その1)

委員の任命について

令和6年6月1日付けで、第48期茨城県労働委員会使用者委員が新たに任命されました。

氏名	現職
おおにし やすゆき 大西 康之	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO 兼日立事業所副事業所長

○ お知らせ(その2)

職場のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

個別的労使紛争のあっせんに係る

労働相談会の実施について

労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員会委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による**個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会**を次のとおり実施する予定です。トラブルでお困りの方は、どうぞご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

回	日時	会場
第1回	10月9日（水）14:00～17:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町 978-6） ※ 電話による相談も行います （要予約）。
第2回	10月17日（木）17:00～19:00	
第3回	10月25日（金）14:00～17:00	

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。

○ 労働委員会講座

個別的労使紛争のあっせんについて

個々の労働者と使用者との間に、例えば、突然解雇された、パワハラを受けた、社員が転勤に応じてくれない、といった労働関係の争いが発生し、自主的な解決が困難な場合、労使いずれかの申請により、当事者間の話し合いを公平・中立な立場でとりなして、紛争の解決を援助するあっせんを行います。

県内に所在する事業所の労働者及び使用者が申請できます。

費用は無料で、秘密は厳守します。是非ご利用ください。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed
7月号 第742号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
令和6年7月発行 TEL 029-301-3635
[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html)